

い。

第十一條の三 (旅行業務取扱管理者試験)

旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に關し必要な知識及び能力について、観光庁長官が管理する。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱

3 観光庁長官は、第四十一條第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に關して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。

4 旅行業務取扱管理者試験に關し不正の行為があつたときは、観光庁長官は、当該不正の行為のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができ、試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十二條 (料金の揭示)

旅行業務取扱業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の料金は、国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならぬ。

3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第一項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように揭示しなければならない。

第十二條の二 (旅行業約款)

旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

2 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

3 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

4 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

5 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

6 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

7 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

8 旅行業者は、旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに關する事項並びに旅行業者の責任に關する事項が明確に(企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められているものであること。

3 旅行業者等は、旅行業約款(旅行業者代理業者にあつては、旅行業務取扱業者の旅行業約款、第十四條の二第一項又は第二項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行を締結することができ、他の旅行業者にあつては、当該他の旅行業者の旅行業約款)をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

第十二條の三 (標準旅行業約款)

その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしななければならない。

第十二条の八 (誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行業者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十二条の九 (標識の揭示)

第十二条の九 旅行業者等は、営業所において、旅行業と旅行業者代理業との別及び第十一条の二第六項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように揭示しなければならない。前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。

第十二条の十 (企画旅行の円滑な実施のための措置)

第十二条の十 旅行業者は、企画旅行を実施する場合において、旅行者に対する運送等サービスの提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

第十二条の十一 (企画旅行を行う者)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅行管理業務」という。)を行う者として旅行業者による選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行管理業務に関する研修(以下「旅行管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅行管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十二条の十二 (登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅行管理研修の実施に関する業務(以下「旅行管理研修業務」という。)を行う者とする者の申請により行う。

第十二条の十三 (欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、旅行管理研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十二条の十四 (登録基準等)

第十二条の十四 観光庁長官は、第十二条の十二の規定により登録を申請した者の行う旅行管理研修が、別表第一の欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が旅行管理研修業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第十二条の十五 (登録の更新)

第十二条の十五 第十二条の十一第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により旅程管理研修業務を行わなければならない。

第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

第十二条の十八 登録研修機関は、旅程管理研修業務に関する規程（以下「旅程管理規程」という。）を定め、旅程管理研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。旅程管理研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修業務規程に定める料金その他、国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

第十二条の十九 登録研修機関は、旅程管理研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものをいう。）以下「電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修

2 機関の事務所に備えて置かなければならない。

登録研修機関の業務時間内は、いつでも、他の利害関係人は、することができ、ただし、第二号又は第四号の請求をするときは、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該

二 書面の閲覧又は謄写の請求

三 前号の書面の謄本又は抄本の請求

四 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求であつて、前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十二条の二十一 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十四第一項の規定に適合しなくなつたとき、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十二 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十六の規定に違反しているとき、認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による旅程管理研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十三 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一項又は次条の規定に違反したとき。

供託した営業保証金は、相続人が供託したもののみならず。

第十五条の二 旅行業者代理業の登録の失効)
することとなつたときは、その効力を失う。次の各号の一に該当

- 一 当該旅行業者が代理業者が所屬旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失つたとき。
- 二 所屬旅行業者が第二十条第一項又は第二項の規定により旅行業務の登録を抹消されたとき。

第十六条 (営業保証金についての権利の承継等)
消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は

- 一 旅行業者がその事業の全部を譲渡したため、第二十条の規定による登録の抹消があつた場合において、その日から六月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業務の登録を受け、かつ、旅行業者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継し、旅行業務の届出を観光庁長官にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行業者となつた者が第七條第一項の規定により供託した営業保証金とみなす。
- 二 前項の届出をする場合には、供託物受入の記載ある供託書の写及びその営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面を添附しなければならない。
- 三 第一項の届出は、第七條第三項から第五項までの規定の適用については、同条第二項の規定による届出とみなす。
- 四 第一項の場合において、その営業保証金につき、旅行業者であつた者又は当該旅行業者であつた者が所屬旅行業者とする旅行業者代理業者との取引によつた生じた債権に關し、次に次条第一項の権利を有する者があるときは、同項の権利の実行については、その債権は、新たに旅行業者となつた者との取引によつて生じた債権とみなす。

第十七条 (営業保証金の還付)
旅行業者代理業者又は当該旅行業者を所屬旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に關し、当該旅行業者が供託して

取引によつて生じた債権に關し、当該旅行業者が供託して

る。営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

第十八条 (営業保証金の不足額の供託等)
利を実行したため、営業保証金が第八條第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

2 旅行業者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、

3 第一項に規定する場合において、法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に旅行業者が前項の届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

第十八条の二 (営業保証金の保管替え等)
託している場合において、主たる営業所を移転したためその

最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、営業保証金を供託して

最寄りの供託所への費用を予納して、移転後の主たる営業所

ならぬ。供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 旅行業者は、第八條第六項に規定する有価証券又はその有

価証券及び金銭をもつて営業保証金を供託している場合にお

いて、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が

3 第七条第二項の規定は、第一項及び前項前段の場合に準用

(業務改善命令)

る措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行サービス手配業務に關し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて、国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情通の技術を利用する方法であつて、国土交通省令で定めるものにより講ずることができ、この場合において、当該旅行サービス手配業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第三十一条 (禁止行為)

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に關し取引をする者に対し、その取引に關する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に關し取引をした者に対し、その取引によつて生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。

3 旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に關連して、旅行サービス手配業務の信用を失墜させるものとして、国土交通省令で定める行為を行つてはならない。

第三十二条 (名義利用等の禁止)

旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業務のため利用させてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問はず、旅行サービス手配業務を他人にその名において経営させてはならない。

第三十三条 (旅行サービス手配業務等の委託)

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2 次条第一項の規定により第二条第六項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

(旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等)

第三十四条 旅行業者は、第二十三条の規定にかかわらず、旅行サービス手配業務の登録を受けなくても、第二条第六項に規定する行為を行うことができる。

2 旅行業者が代理業者が行う旅行業務については、第二十三条の規定は、適用しない。

第三十五条 (事業の廃止等)

旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならぬ。

2 旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならぬ。

3 旅行サービス手配業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならぬ。

第三十六条 (業務改善命令)

観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に關し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

第三十七条 (登録の取消し等)

観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当してい

- 三 たことが判明したとき。
 - 二 不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。
 - 一 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内の事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 第三十六條第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。

- 第三十八條 観光庁長官は、前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第三十五條の規定による届出があつたときは、当該旅行サービス手配業者の登録を抹消しなければならない。
- 二 観光庁長官は、第三十五條第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業者の登録を抹消することができる。

第三十九條 観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

第四十條 第二十九條において準用する第十二條の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三章 旅行業協会

第四十一條 (指定)
観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

- 二 申請者が旅行業者等及び旅行サービス手配業者のみを社員とするものであること。
- 三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第四十三条の規定に適合するものであること。
- 四 申請者が第六十條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。
- 五 申請者の役員のうち第六條第一項第一号から第四号まで又は第六號のいずれかに該当する者がいないこと。
- 二 (以下「旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所所在地並びに第四十八條第一項の観光庁長官の指定する業務開始日を官報で公示しなければならない。
- 三 業務協会は、その名称、住所又は事務所所在地を業務開始日以後に官報で公示しなければならない。
- 四 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四十二條 (業務)
旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 旅行者及び旅行サービス手配業者の提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- 二 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- 三 旅行業務に関する社員である旅行業者又は当該旅行業者を所屬する業務に関する旅行業者と取引をした旅行者に対してその取引によつて生じた債権に関する業務
- 四 (以下「弁済業務」という。)
- 五 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

第四十三條 旅行業協会は、社員の資格について、旅行業者、旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはならない。

2 旅行業協会は、社員としての資格を有する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

第四十四條 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければならない。

第四十五條 (苦情の解決)

旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行者等又は旅行サービス手配業者が取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、旅行業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 旅行業協会は、第一項の申出、これを拒んだらなれば、その解決の結果について社員に周知させなければならない。

第四十六條 (旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修)

旅行業務等が社員として加入して必要な知識及び能力に修を施さなければならない。

二 取扱いの研修その他旅行業者等の従業者に対する旅行業務の研修については、旅行サービス手配業者が社員として加入しているにあつては、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に必要知識及び能力に対する旅行サービス手配業務の取扱いに配業者の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについて研修する。

2 前項の研修は、社員以外の旅行者等又は旅行サービス手配業者の従業者も受けることができるようにしなければならない。

第四十七條 旅行業協会の供託

第四十九條 第一項から第三項までの規定により旅行業協会の供託金分担保金の納付を受けたときは、その日から七日以内、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、その納付を受けた額に相当する額の旅行業協会の供託金を供託しなければならない。

2 旅行業協会の住所の最寄りの供託所に旅行業協会の供託金を供託する。

3 第七條第二項及び第八條第六項の規定は、第一項の規定により旅行業協会の供託金を供託する場合に準用する。

第四十八條 保証金の還付

旅行業協会は、旅行業務等が社員として加入して必要な知識及び能力に修を施さなければならない。

2 前項の権利を行使しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。

3 旅行業協会は、旅行業務等が社員として加入して必要な知識及び能力に修を施さなければならない。

二 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
 三 還付充当金の納付の方法に関する事項
 四 弁済業務保証金の取戻し及び取戻金の管理に関する事項
 五 弁済業務保証金分擔金の返還に関する事項
 六 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分擔金の額及び納付の方法に関する事項
 七 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に關し必要な事項
 2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることが出来る。

(事業計画等)
 第五十七条 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第四十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
 2 旅行業協会は、毎事業年度経過後三箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)
 第五十八条 旅行業協会の役員の選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
 2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(監督命令)
 第五十九条 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し)
 第六十条 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項の指定を取り消すことができる。
 一 第四十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 二 この法律、この法律に基づく命令又は第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。
 三 第五十六条第二項、第五十八条第二項又は前条の規定による処分違反したとき。
 2 観光庁長官は、第四十一条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)
 第六十一条 旅行業協会が第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。
 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、同条第三項中「国土交通省令で定める日から十四日以内」とあるのは「旅行業協会が第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内」と読み替へる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)
 第六十二条 観光庁長官は、第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会(以下「旧協会」という。)の保証社員であつた旅行者のうち前条第二項において準用する第十八条第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十條第一項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。
 2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことが出来る。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者の弁済限度額の合計額を相対する同条第一項の権利が実行されていらないものの合計額に相当する

を旧協会に通知する。
 2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことが出来る。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者の弁済限度額の合計額を相対する同条第一項の権利が実行されていらないものの合計額に相当する

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにしておくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(経過措置)
第六十六条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)
第六十七条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(団体の届出)
第六十八条 次の各号に掲げる団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

一 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業務若しくは旅行者又は旅行業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

二 旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持又は旅行サービス手配業者の健全な発達を図ることを目的として旅行サービス手配業者又は旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

(試験事務の代行)
第六十九条 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。以下

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行うおとすときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規

程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の試験事務規程で定めるときは、国土交通省令で定める。

4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

6 観光庁長官は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第二項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員があつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。

7 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは試験委員（試験委員を含む。）次項において同じ。）又はこれらの職員にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 前項に規定する旅行業協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

9 旅行業協会が試験事務を行うときは、第二十二條の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。

10 第五十六条第二項の規定は、試験事務規程について、第五十九条の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)
第七十条 観光庁長官は、第一條の二の目的を達成するため必要な限度において、観光庁長官は、第一條の二の十一項の登録を受けた者、旅行サービス手配業者、第二十八條第五項の登録を受けた者、旅行業協会又は第六十八條各号に掲げる団体（以下「事業者」という。）の業務に関する報告をさせることができる。団体

2 消費者庁長官は、第十八條の三第三項（第十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるた

め必要があると認めるときは、第十八条の第三項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせることができる。

3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス業者の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項若しくは第二十八条第五項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

4 消費者庁長官は、第十八条の第三項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べたおいて必要があるとき、その職員に第十八条の第三項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 消費者庁長官は、第二項の規定による報告をさせ、又は第四項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。

8 第一項及び第二項の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

（法令違反行為を行った者の氏名等の公表）
第七十一条 観光庁長官は、旅行者又は旅行サービス業者の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、この条において「法令違反行為」という違反行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第七十二条 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（国土交通省令への委任）
第七十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章 罰則

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して旅行業を営んだ者
二 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けた者

三 第六条の四第一項の規定に違反して第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をした者
四 又は第十四条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、

五 又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者
六 又は第十四条の三第一項の規定に違反して所屬旅行業者以外

の旅行業者のために旅行業務を取り扱つた者
七 不正の手段により第二十三条の登録を受けた者
八 第二十三条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行サービス手配業を他人に経営させた者

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二十三の規定による旅程管理研修業務の停止の命令に違反した第十三条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員
二 第二十九条において読み替へて準用する第十二条の二十

三の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の停止の命令に違反した第二十八条第五項に規定する登録

三 研修機関の役員又は職員
り得た秘密を漏らした者

第七十六条 第十九条第一項又は第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十七条 第七条第三項（第九条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定に違反してその事業を開始した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第三十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の四第三項又は第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者

四 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関する契約を締結した者

五 第十一条の二第九項、第十八条の三第一項、第二十八条第八項又は第三十六条の規定による命令に違反した者

六 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を揭示しなかつた者

七 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしなればならない事項を認可を受けなかつた者

八 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業務約款を掲せず、又は備え置かなかつた者

九 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

十 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者

十一 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

十二 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

十三 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

十四 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

十五 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

十六 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

十七 第二十八条第一項の規定に違反して旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなかつた者

十八 第二十八条第二項の規定に違反して旅行サービス手配業務に関する契約を締結した者

十九 第三十条の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

二十 第三十一条第一項の規定に違反して同項に規定する行為をした者

二十一 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第七十条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第十二条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の十九の規定による届出をしないで旅程管理研修業務の全部を廃止したとき

二 第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

三 第十二条の二十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

一 款 この法律及び旅行業約	科 目	一 として旅程管理業務を行う者	講 師
----------------	-----	-----------------	-----

別表第一（第十二条の十四関係）

第八十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第二十八条第五項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条において読み替えて準用する第十二条の十九の規定による届出をしていないで旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条において準用する第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十九条において準用する第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十九条において準用する第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第七十四条又は第七十六条から第七十九条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の二十第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十二条の第二項各号（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二 第十五条第一項から第三項まで又は第三十五条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 この法律に関する科目	科 目	一 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス業務に従事した者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	講 師
--------------	-----	--	-----

別表第二（第二十九条関係）

二 科 目 旅程管理業務に関する	一 旅程管理業務を行う者として旅行者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者		一 選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
---------------------	--	--	--

<p>二 旅行サービス手配業務に関する科目</p>	
<p>一 取扱管理者として旅行サービス手配業務に五年以上従事した経験の有する者 二 旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業務に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等的知識及び経験を有する者</p>	<p>等以上の知識及び経験を有する者</p>

第一條（施行期日）
 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（中略）

第四條（旅行業法の一部改正に伴う準備行為）
 本法第二条の規定による改正後の旅行業法（以下「新旅行業法」という。）第二十三条又は第二十八条第五項の登録を受けようとする者は、施行日前において、新旅行業法第二十四条又は新旅行業法第二十九条において、その申請を行うことができる。本法第十二条の十二の規定の例により、その申請を行うことができる。

第五條（旅行業法の一部改正に伴う経過措置）
 本法施行日前に締結された旅行業務に関する契約については、適用しない。

2 は、新旅行業法第二十八条第五項の規定は、施行日から六月間は、適用しない。
 3 の前項の期間内における新旅行業法第二十六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第二十八条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者」とあるのは、「当該事業を遂行するに必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」とする。
 4 この法律の施行の際現に旧法第二十二條の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新法第四十一條第一項の規定による指定を受けているものとみなす。

（後略）